

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第46号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改 正 後	現 行
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>23 衛生管理等</p> <p>基準省令第28条第1項は、指定介護療養型医療施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 指定介護療養型医療施設は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、<u>必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(3) <u>空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</u></p>	<p>第4 運営に関する基準</p> <p>23 衛生管理等</p> <p>基準省令第28条第1項は、指、介、療、口、型、医、療、施、設、の、必、要、最、低、限、の、衛、生、管、理、等、を、規、定、し、た、も、の、で、あ、る、が、こ、の、ほ、か、<u>以、下、の、点、に、留、意、す、る、も、の、と、す、る。</u></p> <p>(1) 指定介護療養型医療施設は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、<u>必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</u></p>